

特集2 福島第一原発事故による被曝問題を考える

福島第一原発の収束作業で白血病を発症した

「あらかぶさん」の損害賠償請求裁判

なすび

1. 福島での収束作業、杜撰な安全対策、被ばく管理

あらかぶさんは、北九州に住む鍛冶屋さんだ。東日本大震災で幼い子どもが被災した姿をテレビで見ると胸を痛め、何か自分のできることはないかと考えていたあらかぶさんは、家族の反対を押し切り、二の足を踏む同僚たちを説得して、福島原発での仕事に行くことに決めた。

2011年11月、旧知の同僚や友人約15人とともに班長として福島入りしたあらかぶさんは、福島第二原発での働き、一度北九州に戻って玄海原発の定期検査に入った後、再び福島に戻り、今度は福島第一原発で働いた。安全対策・被ばく管理で特に杜撰だったのは福島第一原発4号機の工事（元請・竹中工務店）で、被ばくを軽減する遮蔽ベストは数が足りない上にボロボロで、予定外の業務も多かった。福島第二での津

波対策工事（元請・鹿島建設）では、屋外のため「放射線管理区域外」だとして個人線量計がなかったが、現場監督のアラーム線量計はしょっちゅう鳴っていた。

おかしいと思うことは多かったが、福島のため、東北のため、という思いであらかぶさんは仕事をした。しかし2013年11月、危険手当の話が報道されるようになり、自分たちも危険手当が支払われてないことが分かった。班長として会社と交渉したあらかぶさんは、会社の理不尽な対応に怒り、また声をかけて福島に連れてきた同僚たちにも申し訳なく思った。元請の担当者からは引き留められたが、筋の曲がったことが嫌いなあらかぶさんは、全員で福島の現場を引き上げることにした。

あらかぶさんの放射線管理区域への立ち入りは計328日、被ばく量は19・78mSvと記録された。

2. 白血病の発症と苦しい闘病、労災認定、そして提訴

北九州に戻って離職時の電離健診を受けたところ、あらかぶさんは白血病を発症していると診断された。すぐに入院治療となり、無菌室に隔離されて、子どもや妻ともガラス越しにしか会えない日々が続いた。抗がん剤治療、モルヒネ投与、骨に穴を開けての骨髄採取など、苦しく、つらい闘病だったとのことだ。子どものランドセル姿も見れずに死ぬのかと苦しみ、鬱病にもなった。

あらかぶさんは2014年3月、白血病の労災を申請した。あらかぶさんの被ばく量は白血病の労災認定基準を明らかに超えているが、厚労省の検討会では、あらかぶさんのカルテのほか遺伝的要因など1年半以上もかけて審議し、2015年10月にやっと労災が認定された。メディアにコメントを求められた東電は「労災認定にコメントする立場にない」と言い放ち、それを報じる新聞を読んだあらかぶさんは、怒りがわき上がったという。

収束作業では、多くの地元の労働者や、福島・東北の被災者を応援しようと集まっ

た労働者たちが、危険を顧みず働いている。事故の原因を作ったのは東電であり、東電はそのような労働者を大切に、十全な労働環境を提供するべきであるのに、杜撰な安全管理と賃金不払いを放置し、挙げ句の果てに被ばくによる労災認定に対して「コメントする立場にない」とは何事か。

しかも、会社が労災被害者に払う保険は、あらかぶさんにはおりなかった。あらかぶさんたちを福島に送り出す際に会社は新しい事業主保険に入ったが、放射性物質による労災は戦争や暴動などによる場合と同様に適用除外だと後から告げられたのだ。戦争と並べられるような特殊な仕事なのに、事前教育では放射線の危険性など聞かされていなかった。

2016年5月には鬱病も労災が認定された。あらかぶさんは、「今も働いている原発労働者のためにも、なんとかしたい」という思いから、2016年11月、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）に基づく損害賠償を東電・九電に求めて提訴に踏み切った。それは、2011年に「被災者のためになんとかしたい」と福島に向かった時と同じ気持ちだったろう。

3. 裁判における東電・九電の態度

2017年2月、第1回口頭弁論であらかぶさんは「私が、この裁判を起こした理由は、東電らに自分の責任としっかり向き合ってほしいからです」と、被告東電・九電の弁護士たちに訴えかけた。しかし、被告はそのようなあらかぶさんの願いを踏みにじるような態度に終始している。

まず、東電・九電は「100mSv以下では健康影響は出ない」として、原発労働と白血病との因果関係を否定している。そしてことさら、あらかぶさんに喫煙歴・飲酒歴があることを取り上げ、原因があらかぶさん自身にあると主張するのだ。

また、自ら「白血病の原因を特定することは困難」と言いながら、因果関係を認める「高度の蓋然性」には97・5%の確率が必要である旨を主張している。これは事実上、放射線被ばくによる労災は民事裁判では認めるべきではない、と言っているのと同じだ。

原子力事業を推進するための機関である国際放射線防護委員会（ICRP）でさえ、放射線防護に当たっては、低線量でも被ばく量に伴ってリスクが増大する線形閾値無し（LNT）モデルが妥当としている。低線量でも被ばくによるリスク上昇の可能性

がある以上、どうして東電・九電は白血病や癌を発症した労働者に補償を行ない、その上で「ずっと責任を持って健康を見守るから、危険な現場だが働いてくれないか」と言えないのか。

4. 原発労働者に対する冷酷な法制度

この裁判は原賠法に基づく損害賠償請求裁判なので、たとえ東電・九電に過失がなかったとしても、業務と白血病の発症に因果関係が認められれば賠償される。そのため、白血病の因果関係が主な争点になり、医学論争的な側面もある。しかし、低線量の放射線被ばくと白血病・癌との因果関係について科学的な知見が不十分であるにもかかわらず、現在のように、被害を受けた原告に立証責任を負わせるのは理不尽極まらない。

そもそも、国（厚労省）が専門家による検討会で因果関係を認めて労災認定をしたのに、どうして専門家でもない裁判官のもと、損害賠償裁判で因果関係が争われるのか、という基本的な疑問がある。福島第一原発などで働き、多発性骨髄腫で労災認定を受けた長尾光明さんも、損害賠償請求裁判で「高度の蓋然性」があるとはまでは言えないとされ、敗訴している。

フランスでは「推定原則」の考え方から、

原発で働いた事実があり白血病になれば、被ばく量に関係なく(0mSvでも)職業病と認定され、その因果関係が裁判で争われることはない。しかし、日本という国は、原発労働者を劣悪な労働条件で使い捨てるだけでなく、白血病や癌を発症した場合でも、労災認定のハードルは高く、補償制度は不十分だ。挙げ句に裁判では、被害者である原告に理不尽な要求を課すという、その極めて冷酷な法制度を変えようとする。

5. あらかぶ裁判のこれから

裁判は、今年2月7日の第15回口頭弁論、

5月13日の第16回口頭弁論まで一区切りし、その次の口頭弁論からはいよいよ各論に入る。あらかぶさん自身が福島第一での労働状況を話し、弁護団は被ばく線量が正確に記録されていない可能性が高いことなど、あらかぶさんの白血病が業務によるものと言える根拠を具体的に示していく。その中では東電・九電の様々な問題も指摘していく予定だ。

この裁判は、原発労働者に冷酷で理不尽な電力事業者と法制度を質していく、困難だが重要な闘いです。ぜひ、多くの方に東京地裁へと傍聴にお越し頂き、力を貸して

頂けるよう、この紙面を借りてお願いします。

裁判資料や経過の詳細は、以下のサイトで見られます。

福島原発被ばく労災 損害賠償裁判を支える会(あらかぶさんを支える会)

<https://sites.google.com/site/arakabushien/>

(なすび／被ばく労働を考えるネットワーク、あらかぶさんを支える会)

子どもも 大人も 命をまもろう

橋本等

2011年3月11日、我が家の息子は5歳でした。

鎌倉の自主保育に参加していた息子は、里山の藪の中を友達たちと一緒に歩いていました。

その日の午後、活動が終わり、帰り支度をしている時に大きな揺れに襲われまし

た。

福島第一原発1号機、そして3号機が爆発した後。妻が息子を連れ友人が暮らす静岡へ、さらに関西へ避難しました。

その時は息子を逃がすこと、少しでも被ばくを防ぐことしか考えが浮かびませんでした。

妻と息子が関西へ避難している最中に



(2011年3月11日の息子です)